

MarubeniBB(ブロードバンド)サービス及び MarubeniBB メールサービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2021年5月15日から適用されるものとします。(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第9条 (基本契約期間)</p> <p>1 本サービスは料金表に定めるところにより基本契約期間があります。</p> <p>2 本サービス契約者は、前項の基本契約期間内に本サービスの解除又は移転等により本契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する違約金を支払っていただきます。</p>	<p>第9条 (基本契約期間)</p> <p>1 本サービスは料金表に定めるところにより基本契約期間があります。</p> <p>2 本サービス契約者は、前項の基本契約期間内に本サービスの解除又は移転等により本契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する違約金を支払っていただきます。</p> <p>3 <u>当社は、本サービス契約者が本サービスの契約期間中に Marubeni 光サービスの更新月を迎えて、かつ Marubeni 光サービスの契約を継続する場合には、Marubeni 光サービスの更新月を本サービスの更新月とします。次回以降の本サービスの更新月についても同様とします。</u></p>
<p>料金表 <3. 違約金 但書き部分></p> <p>但し、MarubeniBBv6 プラスは1日開通の場合は、開通した月を1か月目とします。</p> <p>・固定 IP コースの最低利用契約期間は12ヶ月間です。利用開始登録日の翌月を1ヶ月目とし、最低利用期間の途中で「MarubeniBB」を解約、プラン変更された場合、違約金として、残りの月数分の月額利用料合計額を請求します。</p>	<p>料金表 <3. 違約金 但書き部分></p> <p>但し、MarubeniBBv6 プラスは1日開通の場合は、開通した月を1か月目とします。</p> <p>・固定 IP コースの最低利用契約期間は12ヶ月間です。利用開始登録日の翌月を1ヶ月目とし、最低利用期間の途中で「MarubeniBB」を解約、プラン変更された場合、違約金として、残りの月数分の月額利用料合計額を請求します。</p> <p><u>・なお、本約款9条3項の規定により更新月が変更になった本サービス契約者のうち、変更前に設定されていた更新月に解約を申し出た本サービス契約者については、料金表3の違約金は生じない扱いとします。</u></p>

